

【表紙】

| | |
|-------------------------|--|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成29年4月18日 |
| 【会社名】 | スミダコーポレーション株式会社 |
| 【英訳名】 | SUMIDA CORPORATION |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表執行役CEO 八幡 滋行 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX棟 14階 |
| 【電話番号】 | (03)6758-2470番（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表執行役CFO 本多 慶行 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都中央区晴海一丁目8番10号 晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーX棟 14階 |
| 【電話番号】 | (03)6758-2470番（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表執行役CFO 本多 慶行 |
| 【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】 | 株式 |
| 【届出の対象とした募集（売出）金額】 | 一般募集 2,937,794,160円 引受人の買取引受による売出し 4,425,200,000円 オーバーアロットメントによる売出し 1,121,848,000円 (注)1. 募集金額は、発行価額の総額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて 買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行 価格）で一般募集を行うため、一般募集における発行 価格の総額は上記の金額とは異なります。 2. 売出金額は、売出価額の総額であります。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 1. 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式につ いて、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取 引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる 場合があります。 2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を 開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であり ます。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年4月10日付をもって提出した有価証券届出書及び平成29年4月12日付をもって提出した有価証券届出書の訂正届出書の記載事項のうち、一般募集の募集条件、引受人の買取引受による売出しの売出条件、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及び売出条件、その他この新株式発行並びに株式売出しに関し必要な事項が平成29年4月18日に決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

- 1 新規発行株式
- 2 株式募集の方法及び条件
 - (1) 募集の方法
 - (2) 募集の条件
- 3 株式の引受け
- 4 新規発行による手取金の使途
 - (1) 新規発行による手取金の額
 - (2) 手取金の使途

第2 売出要項

- 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）
- 2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）
- 3 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）
- 4 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）

募集又は売出しに関する特別記載事項

- 1 オーバーアロットメントによる売出し等について

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____ 罫で示しております。

なお、発行価格等決定日が平成29年4月18日（火）となりましたので、一般募集の申込期間は「自 平成29年4月19日（水） 至 平成29年4月20日（木）」、払込期日は「平成29年4月25日（火）」、受渡期日は「平成29年4月26日（水）」、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間は「自 平成29年4月19日（水） 至 平成29年4月20日（木）」、受渡期日は「平成29年4月26日（水）」、シンジケートカバー取引期間は「平成29年4月21日（金）から平成29年5月16日（火）までの間」となります。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

（訂正前）

< 前略 >

（注）2．本募集（以下「一般募集」という。）及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から938,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 後略 >

（訂正後）

< 前略 >

（注）2．本募集（以下「一般募集」という。）及び一般募集と同時に行われる後記「第2 売出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）にあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式938,000株の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行います。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

< 後略 >

2【株式募集の方法及び条件】

（訂正前）

平成29年4月18日（火）から平成29年4月21日（金）までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

（訂正後）

平成29年4月18日（火）（以下「発行価格等決定日」という。）に決定された発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】
 (訂正前)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 2,562,000株 | <u>3,955,215,600</u> | <u>1,977,607,800</u> |
| 計(総発行株式) | 2,562,000株 | <u>3,955,215,600</u> | <u>1,977,607,800</u> |

< 中略 >

(注)3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。

4. 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、平成29年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 区分 | 発行数 | 発行価額の総額(円) | 資本組入額の総額(円) |
|-------------|------------|----------------------|----------------------|
| 株主割当 | - | - | - |
| その他の者に対する割当 | - | - | - |
| 一般募集 | 2,562,000株 | <u>2,937,794,160</u> | <u>1,468,897,080</u> |
| 計(総発行株式) | 2,562,000株 | <u>2,937,794,160</u> | <u>1,468,897,080</u> |

< 中略 >

(注)3. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額(発行価額の総額)から増加する資本金の額(資本組入額の総額)を減じた額とします。

(注)4. の全文削除

（２）【募集の条件】
 （訂正前）

| 発行価格 （円） | 発行価額 （円） | 資本組入 額（円） | 申込株 数単位 | 申込期間 | 申込証拠 金（円） | 払込期日 |
|---|-------------------|--------------|------------|------|--------------|------|
| 未定 （注）1. 2. 発行価格等決定日 の株式会社東京証 券取引所における 当社普通株式の普 通取引の終値（当 日に終値のない場 合は、その日に先 立つ直近日の終 値）に0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨 て）を仮条件とし ます。 | 未定 （注）1. 2. | 未定 （注）1. | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（注）1．日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年4月18日（火）から平成29年4月21日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に、一般募集における価額（発行価格）を決定し、併せて発行価額（当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額）及び資本組入額を決定いたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sumida.com/news/>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

<後略>

（訂正後）

| 発行価格 （円） | 発行価額 （円） | 資本組入 額（円） | 申込株 数単位 | 申込期間 | 申込証拠 金（円） | 払込期日 |
|-------------|-------------|--------------|------------|------|--------------|------|
| 1,196 | 1,146.68 | 573.34 | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（注）1．発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売価、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、平成29年4月19日（水）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sumida.com/news/>）で公表いたします。

<後略>

3【株式の引受け】

(訂正前)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|-----------------|-------------------|------------|---|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 2,177,700株 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。 |
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 384,300株 | |
| 計 | | 2,562,000株 | |

(訂正後)

| 引受人の氏名又は名称 | 住所 | 引受株式数 | 引受けの条件 |
|-----------------|-------------------|------------|--|
| 野村證券株式会社 | 東京都中央区日本橋一丁目9番1号 | 2,177,700株 | 1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金(1株につき49.32円)となります。 |
| S M B C日興証券株式会社 | 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 | 384,300株 | |
| 計 | | 2,562,000株 | |

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

(訂正前)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 3,955,215,600 | 28,000,000 | 3,927,215,600 |

(注) 1. 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成29年3月31日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 払込金額の総額(円) | 発行諸費用の概算額(円) | 差引手取概算額(円) |
|---------------|--------------|---------------|
| 2,937,794,160 | 28,000,000 | 2,909,794,160 |

(注) 引受手数料は支払われないため、「発行諸費用の概算額」は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

(注) 2. の全文及び1. の番号削除

（２）【手取金の使途】
（訂正前）

上記差引手取概算額3,927,215,600円については、一般募集と同日付をもって代表執行役CEOが決定した本件第三者割当増資の手取概算額上限1,440,084,400円と合わせた手取概算額合計上限5,367,300,000円について、4,450,000,000円を平成29年4月から平成30年1月までの間に当社子会社への投融資資金に充当し、残額については財務体質改善のため、平成29年12月31日までに設備投資等の目的で金融機関から借り入れた有利子負債の返済資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、投融資先である子会社はイモビライザーアンテナやABS/ESC（注）等の車載関連製品、充電用アダプターやスマートフォン等の家電製品関連製品の製造を行っており、投融資資金の具体的な資金使途は次のとおりです。

（注） ABSとは急ブレーキ時の車輪ロックによる滑走走行を低減する装置で、一般的にアンチロック・ブレーキ・システムと呼ばれ、ESCとは横滑りを防止する装置で、一般的にエレクトロニック・スタビリティ・コントロールと呼ばれます。

Sumida Electric (JI'AN) CO., Ltd.（中国・江西省）においては、中国・広州エリアにあるSumida Electric (H.K.) Company Limitedの委託加工先工場から従来生産していた家電製品関連の製品移管に加え、車載関連製品の生産能力の増強を進めるための工場増設及び車載関連製品生産ライン増設のための設備投資資金として1,500,000,000円（平成29年5月から平成30年1月までに支出予定）

SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD.（ベトナム・クワンガイ）においては、中国・広州エリアのSumida Electric (H.K.) Company Limitedの委託加工先工場から家電製品関連製品生産の移管を更に推進、拡大するために、新規自社工場建設資金として500,000,000円、新規工場と合わせた機能性を高める目的で、現在の賃貸工場を自社工場とするための購入資金として500,000,000円（平成29年6月から平成29年11月までに支出予定）

SUMIDA ROMANIA S.R.L.（ルーマニア）においては、需要拡大が見込まれる車載関連製品の生産能力増強等の工場増設及び工場増設に伴う車載関連製品の製造機器の購入費用の一部として250,000,000円（平成29年8月から平成29年11月までに支出予定）

SUMIDA Slovenija, d.o.o.（スロベニア）においては、需要拡大が見込まれる車載関連製品の生産能力増強等の工場増設及び工場増設に伴う車載関連製品の製造機器の購入費用の一部として100,000,000円（平成29年8月から平成29年11月までに支出予定）

SUMIDA AG（ドイツ）においては、新製品開発を目的とした研究開発施設拡充のための設備投資資金の一部として100,000,000円（平成29年5月から平成29年8月までに支出予定）

Sumida Electric (H.K.) Company Limited（香港）においては、車載関連製品製造ラインの増設及び、車載関連製品製造ラインの一部工程を、労働集約型から自動化型へ移行するための設備投資資金として最大1,200,000,000円（平成29年5月から平成29年12月までに支出予定）

SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD.（中国・南寧市）においては、家電製品関連製品の生産移管による受注増に対応するための製造ラインの設備投資資金として300,000,000円（平成29年5月から平成29年12月までに支出予定）

なお、上記 乃至 において当該充当額で不足する資金につきましては、いずれも当社の自己資金及び借入金による投融資資金で賄う予定であります。

< 後略 >

(訂正後)

上記差引手取概算額2,909,794,160円については、一般募集と同日付をもって代表執行役CEOが決定した本件第三者割当増資の手取概算額上限1,067,585,840円と合わせた手取概算額合計上限3,977,380,000円について、全額を平成29年4月から平成30年1月までの間に当社子会社への投融資資金に充当する予定であります。具体的な充当時期までは安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。また、投融資先である子会社はモバイルアンテナやABS/ESC(注)等の車載関連製品、充電用アダプターやスマートフォン等の家電製品関連製品の製造を行っており、投融資資金の具体的な資金使途は次のとおりです。

(注) ABSとは急ブレーキ時の車輪ロックによる滑走走行を低減する装置で、一般的にアンチロック・ブレーキ・システムと呼ばれ、ESCとは横滑りを防止する装置で、一般的にエレクトロニック・スタビリティ・コントロールと呼ばれます。

Sumida Electric (JI'AN) CO., Ltd. (中国・江西省) においては、中国・広州エリアにあるSumida Electric (H.K.) Company Limitedの委託加工先工場で従来生産していた家電製品関連の製品移管に加え、車載関連製品の生産能力の増強を進めるための工場増設及び車載関連製品生産ライン増設のための設備投資資金として1,500,000,000円(平成29年5月から平成30年1月までに支出予定)

SUMIDA ELECTRONIC QUANG NGAI CO., LTD. (ベトナム・クワンガイ) においては、中国・広州エリアのSumida Electric (H.K.) Company Limitedの委託加工先工場から家電製品関連製品生産の移管を更に推進、拡大するために、新規自社工場建設資金として500,000,000円、新規工場と合わせた機能性を高める目的で、現在の賃貸工場を自社工場とするための購入資金として500,000,000円(平成29年6月から平成29年11月までに支出予定)

SUMIDA ROMANIA S.R.L. (ルーマニア) においては、需要拡大が見込まれる車載関連製品の生産能力増強等の工場増設及び工場増設に伴う車載関連製品の製造機器の購入費用の一部として30,000,000円(平成29年8月から平成29年11月までに支出予定)

SUMIDA Slovenija, d.o.o. (スロベニア) においては、需要拡大が見込まれる車載関連製品の生産能力増強等の工場増設及び工場増設に伴う車載関連製品の製造機器の購入費用の一部として30,000,000円(平成29年8月から平成29年11月までに支出予定)

SUMIDA AG (ドイツ) においては、新製品開発を目的とした研究開発施設拡充のための設備投資資金の一部として30,000,000円(平成29年5月から平成29年8月までに支出予定)

Sumida Electric (H.K.) Company Limited (香港) においては、車載関連製品製造ラインの増設及び、車載関連製品製造ラインの一部工程を、労働集約型から自動化型へ移行するための設備投資資金の一部として1,087,380,000円(平成29年5月から平成29年12月までに支出予定)

SUMIDA ELECTRIC (GUANGXI) CO., LTD. (中国・南寧市) においては、家電製品関連製品の生産移管による受注増に対応するための製造ラインの設備投資資金として300,000,000円(平成29年5月から平成29年12月までに支出予定)

なお、上記乃至において当該充当額で不足する資金につきましては、いずれも当社の自己資金及び借入金による投融資資金で賄う予定であります。

<後略>

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

平成29年4月18日（火）から平成29年4月21日（金）までの間のいずれかの日（発行価格等決定日）に決定される引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|------------|---------------|-------------------------|
| 普通株式 | 3,700,000株 | 5,957,740,000 | （省略） |

- （注）1．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3．振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号
- 4．売出価額の総額は、平成29年3月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

（訂正後）

平成29年4月18日（火）（発行価格等決定日）に決定された引受価額にて後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|------------|---------------|-------------------------|
| 普通株式 | 3,700,000株 | 4,425,200,000 | （省略） |

- （注）1．一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社がオーバーアロットメントによる売出しを行います。
 オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 2．一般募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 3．振替機関の名称及び住所
 株式会社証券保管振替機構
 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

（注）4．の全文削除

2【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

（訂正前）

| 売出価格 （円） | 引受価額 （円） | 申込期間 | 申込 単位 | 申込 証拠金 （円） | 申込 受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契約の内容 |
|--|-------------------|------|----------|------------------|------------|----------------|----------|
| 未定 (注)1.2. 発行価格等決定 日の株式会社東 京証券取引所 における当社普通 株式の普通取引 の終値(当日に 終値のない場合 は、その日に先 立つ直近日の終 値)に0.90~ 1.00を乗じた価 格(1円未満端 数切捨て)を仮 条件とします。 | 未定 (注)1. 2. | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

(注)1. 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成29年4月18日(火)から平成29年4月21日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、売出価格を決定し、併せて引受価額(売出人が引受人より受取る1株当たりの売買代金)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.sumida.com/news/>)(新聞等)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

< 中略 >

4. 元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

< 後略 >

（訂正後）

| 売出価格 （円） | 引受価額 （円） | 申込期間 | 申込 単位 | 申込 証拠金 （円） | 申込 受付場所 | 引受人の住所及び氏名又は名称 | 元引受契 約の内容 |
|-------------|-------------|------|----------|------------------|------------|----------------|--------------|
| 1,196 | 1,146.68 | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） | （省略） |

（注）1．発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成29年4月19日（水）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sumida.com/news/>）で公表いたします。

＜中略＞

4．元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金（1株につき49.32円）となります。

＜後略＞

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

(訂正前)

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|---------------|-------------------------|
| 普通株式 | 938,000株 | 1,510,367,600 | (省略) |

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から938,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sumida.com/news/>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3. 売出価額の総額は、平成29年3月31日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(訂正後)

| 種類 | 売出数 | 売出価額の総額（円） | 売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称 |
|------|----------|---------------|-------------------------|
| 普通株式 | 938,000株 | 1,121,848,000 | (省略) |

(注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式938,000株の売出しであります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

発行価格等（発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、平成29年4月19日（水）付の日本経済新聞及び本訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.sumida.com/news/>）で公表いたします。

2. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

(注) 3. の全文削除

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

（訂正前）

| 売出価格 （円） | 申込期間 | 申込 単位 | 申込証拠金 （円） | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|------|----------|--------------|--------|--------------------|--------------|
| 未定 (注)1. | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

< 後略 >

（訂正後）

| 売出価格 （円） | 申込期間 | 申込 単位 | 申込証拠金 （円） | 申込受付場所 | 引受人の住所及び 氏名又は名称 | 元引受契約 の内容 |
|-------------|------|----------|--------------|--------|--------------------|--------------|
| 1,196 | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) | (省略) |

< 後略 >

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

（訂正前）

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から938,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、938,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

< 中略 >

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

< 後略 >

（訂正後）

一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した結果、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村証券株式会社が当社株主から借入れる当社普通株式938,000株の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行います。

< 中略 >

（削除）

< 後略 >